

四街道市第4回農業委員会議事録

令和6年7月10日(水)

第4回農業委員会総会会議次第

日時： 令和6年 7月10日
午後 2時

場所： 福祉センター3階 会議室1

1. 開 会

2. 議事録署名委員の指名

10番 石川 博行 委員

11番 佐藤 慎一 委員

3. 議 事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する許可並びに送付の意見について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可並びに送付の意見について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の転用事業変更について

協議報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について

協議報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について

協議報告第3号 転用事実確認証明願に対する専決処分について

4. そ の 他

5. 閉 会

出席委員（14名）議席順

1番 梅澤久史	2番 江原清
3番 佐藤由美子	5番 林田静治
6番 井岡信夫	7番 小金井貞夫
8番 細野裕樹	9番 勝山高治
10番 石川博行	11番 佐藤慎一
12番 中村礼奈	13番 溝口貴久
14番 橋本豊	15番 三石浩

欠席委員なし

会議に出席した事務局職員の職・氏名

事務局長	井上 隆博
局長補佐	菅原 英明
主任主事	酒井 哲也
主事	遅澤 瑞希

令和6年度第4回 定例農業委員会総会議事録

日時：令和6年7月10日（水）

午後 2時00分より

場所：福祉センター3階 会議室1

1. 開 会

○議 長（江原会長） 令和6年度第4回定例農業委員会総会を開会いたします。

2. 定数の確認と議事録署名委員の指名

○議 長 本日の出席委員は14名ですので、会議規則第9条の規定により過半数を超えておりますので、会議の成立することをご報告いたします。

次に、本日の議事録署名委員は10番石川委員、11番佐藤慎一委員にお願いいたします。

本日は傍聴者がおりませんことをご報告いたします。

3. 議 事

○議 長 はじめに、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について」の整理番号1項を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 1ページをお開き下さい。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可についての整理番号1項をご説明いたします。

譲受人は栗山に居住しており、父親から譲渡により畑3,942平方メートルの所有権を移転するという申請です。

譲受人は、農業歴10年で、トラクターと軽トラックを所有し、栗山地区3か所の畑で妻と落花生の栽培を行っていく予定です。

位置につきましては、9ページから12ページの案内図をご覧ください。

説明は以上です。

○議 長 議案第1号整理番号1項につきまして、去る7月2日に第1班による事前調査会が行われております。

班長の三石委員、説明をお願いします。

○三石委員 15番三石です。7月2日に第1班による事前調査会を行いました。内容につきましては、事務局の説明のとおりです。譲渡人、譲受人が親子という所有権移転であり、第1班としては許可相当と判断しました。詳細につきましては、地区担当委員よりお願いいたします。

○議 長 続いて、地区担当の井岡委員に説明をお願いします。

○井岡委員 6番井岡です。事務局及び班長の説明のとおりです。特段付け加える事はありません。

○議 長 議案第1号整理番号1項につきまして、事務局及び班長、地区担当委員から説明がありました。

質問等はございますか。

(質問・意見なし)

○議 長 質問が無いようですので、採決を行います。

○議 長 議案第1号整理番号1項につきまして、許可として賛成される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議 長 全員賛成ですので、議案第1号整理番号1項につきましては、可決いたします。

○議 長 次に、議案第1号整理番号2項及び、3ページの議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する許可並びに送付の意見について」の整理番号1項及び、4ページの議案第4号「農地法第5条の規定による許可後の転用事業変更について」の整理番号1項は、関連がありますので、一括議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可についての整理番号2項及び、3ページの議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可並びに送付の意見についての整理番号1項及び、4ページの議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の転用事業変更についての整理番号1項は、関連がありますので、一括して説明いたします。

本案件は平成29年7月28日よりの一時転用が行われております営農型の太陽光発電施設の更新の申請です。

申請地は、農業振興地域内の農用地で、小名木川水系の水田が10ヘクタール以上連担する地域であることから、第1種農地であり、原則として農地転用ができない地域であります。営農を継続しながら農地に支柱を建て、上部に太陽光発電施設を設置する「営農型太陽光発電施設」の設置については、例外規定により、3年間の一時転用に限り転用が可能となり、3年ごとに更新することとなっております。

しかし、本申請は当初作付したミョウガ・ニンニクの単収が地域の平均単収と比べ2割以上減少していたため、県との調整の結果、令和2年度から1年ごとに更新することとなっております。なお、令和5年度から、比較の日陰でも生育が見込まれる、牧草とミョウガを作付作物として選定しております。

1ページの議案第1号の整理番号2項については、長岡の畑1,531平方メートルの上部を太陽光発電施設として使用するため、区分地上権を設定しております。

3ページの議案第3号の整理番号1項については、譲受人が本農地に対して、使用貸借権を設定し、畑1,531平方メートルのうち0.54平方メートルを一時転用し、太陽光発電施設を設置しております。

施設の概要は、支柱111本を設置し、高さ3メートルの位置に総容量45.36キロワットの太陽光パネル336枚を設置しております。

一時転用の面積は、支柱111本の設置面積0.22平方メートル及び引き込みポールの基礎2か所で0.32平方メートル、合計0.54平方メートルとなっております。

周辺農地への被害防除ですが、北側・東側は道路、南側は水路のため、特に影響は及ぼさないものと考えております。

資金については、金融機関の残高証明書により確認しております。

以上のこと及び申請書等から、資力・用途の確実性・面積・周辺農地への影響については、各条件を満たしていると考えられます。

4ページの議案第4号の整理番号1項については、牧草とミョウガの作付を取りやめ、全面ケナフの作付に変更する申請になります。

位置につきましては9ページ及び13ページの案内図をご覧ください。

説明は以上です。

○**議長** 議案第1号整理番号2項及び、3ページの議案第3号整理番号1項及び、4ページの議案第4号整理番号1項につきまして、去る7月2日に第1班による事前調査会が行われております。

班長の三石委員、説明をお願いします。

○**三石委員** 15番三石です。7月2日に第1班による事前調査会を行いました。内容につきましては、事務局の説明のとおりです。今後、作付けを牧草とミョウガから、全面ケナフへ変更するなど事業計画等は妥当であり、第1班としては、許可相当と判断しました。詳細につきましては、地区担当委員よりお願いいたします。

○**議長** 続いて、地区担当の井岡委員、説明をお願いします。

○井岡委員 6番井岡です。事務局及び班長の説明のとおりです。ケナフは背丈以上に成長し、その繊維が麻の材料となるそうです。栽培は自分で行いますが、伐採や収穫に関しては買取業者がすべて対応してくれるとの事です。

○議 長 議案第1号整理番号2項及び、3ページの議案第3号整理番号1項及び、4ページの議案第4号整理番号1項につきまして、事務局及び班長、地区担当委員から説明がありました。

質問等はございますか。

○議 長 橋本委員。

○橋本委員 14番橋本です。営農型の太陽光発電設備の下に作る作物は、一定の収量を見込んで承認をしているが、再び作るものを変えろと言う事なのか。

○議 長 営農型の太陽光発電施設では、栽培する作物の平均収量の8割を収穫することが必要となっている。ただ、市内のもう1か所の施設でも達成できない状況下にある。このため、毎年の更新が必要となっている。

○事務局 本件は、初期に許可された営農型設備ですが、どこも厳しい状態が続いており、国としても想定外の状況となっている。但し、許可した以上厳しく見守りつつも、今後に期待するしかないと考えています。

○議 長 他に質問等はございますか。

(質問・意見なし)

○議 長 質問が無いようですので、採決を行います。

議案第1号整理番号2項及び、3ページの議案第3号整理番号1項及び、4ページの議案第4号整理番号1項につきまして、許可及び許可相当として、県に進達することに賛成される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議 長 全員賛成ですので、議案第1号整理番号2項及び、3ページの議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する許可並びに送付の意見について」の整理番号1項及び、4ページの議案第4号「農地法第5条の規定による許可後の転用事業変更について」の整理番号1項につきましては、可決いたします。

○**議長** 次に、2ページに戻ります。議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する許可並びに送付の意見について」の整理番号1項から2項は関連がありますので一括議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○**事務局** 2ページをお開き下さい。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する許可並びに送付の意見についての整理番号1項及び2項は、関連がありますので一括でご説明いたします。

申請地は、小名木の畑で住宅の用又は事業の用に供する施設が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断される所です。

申請人は、近隣に住宅地が広がり入居者が見込まれることから、1,315平方メートルの内、350.05平方メートルの畑、及びその他の地目2,121.70平方メートル、合計2,471.75平方メートルに長屋住宅を建築します。

用水は市営水道を使用し、雨水排水は敷地内に雨水浸透貯留槽を設置し、オーバーフロー分は側溝に放流します。汚水排水は合併処理浄化槽を設置します。

周辺への被害防除ですが、コンクリートブロック3段及びメッシュフェンスを設置して土砂等の流出を防止します。

資金については、全て借入れで賄うこととし、金融機関の融資見込証明依頼書により確認しております。信用につきましては、過去に重大な違反行為はありませんでした。他法令関係ですが、埋立は行わないので、市の残土条例には該当いたしません。なお、開発行為許可申請書は提出されています。

次に整理番号2項をご説明いたします。申請人は整理番号1項と同一人で、申請地は、整理番号1項の近接地になります。近隣の保育園の職員用駐車場が不足しているため、1,003平方メートルの内、485.10平方メートルの畑に貸駐車場を整備します。

雨水排水は碎石を敷き自然浸透を行います。周辺への被害防除ですが、コンクリートブロック3段を設置して土砂等の流出を防止します。

隣接地に農地はありません。

資金については、整理番号1項と同じになります。

位置につきましては14ページ及び15ページの案内図をご覧ください。

説明は以上です。

○**議長** 議案第2号整理番号1項から2項につきまして、去る7月2日に第1班による事前調査会が行われております。

班長の三石委員、説明をお願いします。

○三石委員 15番三石です。こちらの件も7月2日に第1班による事前調査会を行いました。いずれも事業計画、土地利用計画等が妥当であり、第1班としては、許可相当と判断しました。詳細につきましては、地区担当委員よりお願いいたします。

○議長 続いて、地区担当の石川委員、説明をお願いします。

○石川委員 10番石川です。内容につきましては、事務局及び班長の説明のとおりです。周辺への被害防除もされるという事で、問題はないと思います。

○議長 議案第2号整理番号1項から2項につきまして、事務局及び班長、地区担当委員から説明がありました。

質問等はございますか。

(質問・意見なし)

○議長 質問が無いようですので、採決を行います。

○議長 議案第2号整理番号1項から2項につきまして、許可相当として県に進達することに賛成される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号整理番号1項から2項につきましては、可決いたします。

○議長 次に、協議報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 5ページをお開き下さい。

協議報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について、事務局処務規程第7条に基づき専決処分したのでご報告いたします。

整理番号1項及び2項の2件です。市街化区域内の農地の所有権を有する者が自ら農地を、公衆用道路及び共同住宅に転用する届出です。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○議長 次に、協議報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する

専決処分について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 6ページをお開き下さい。

協議報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について、事務局処務規程第7条に基づき専決処分したのでご報告いたします。

整理番号1項から次ページの5項までの5件です。いずれも市街化区域内の農地の所有権を有する者以外の者が、所有権の移転により、専用住宅及び公衆用道路に転用する届出です。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○議長 次に、協議報告第3号「転用事実確認証明願に対する専決処分について」

事務局の説明をお願いします。

○事務局 8ページをお開き下さい。

協議報告第3号 転用事実確認証明願に対する専決処分について、農地法第5条の許可処分に対する転用事実確認証明願の提出がありましたのでご報告いたします。

整理番号1項の中古自動車置場への転用につきましては、6月20日に佐藤慎一委員と事務局で現地を確認したところ、申請どおりに完了しておりました。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○議長 協議報告第1号から第3号について、事務局から説明がありました。

質問はございますか。

(質問・意見なし)

○議長 質問が無いようですので、協議報告第1号から第3号は、終了いたします。

○議長 以上で、本日の議案及び協議報告については、終了いたします。

4. その他

○議長 次に、その他に入ります。

委員から何かございますか。

(発言なし)

○議 長 事務局から何かありますか。

○事務局 産業振興課長より、市から示された「四街道市農業施策等に関する意見書について」の回答について説明が行われた。

○議 長 次に、会議次第の裏面をご覧ください。

8月の開催予定については、事前調査会が8月1日の木曜日に、第2班の委員にお願いいたします。

また、総会が8月5日月曜日の午後2時から、場所は福祉センター3階会議室1です。

農地相談日は8月1日を予定しておりますので、担当委員は、事務局から連絡がありましたらお願いします。

5. 閉 会

○議 長 以上で、本日の日程はすべて終了いたしましたので、会議を閉会します。

終了 午後2時34分

令和6年7月10日

農業委員会長

議事録署名委員

10番

11番